

議案第2号野田市国民健康保険条例の一部を改正する制定について、常任委員会で反対の討論がありましたので、意見を付して賛成の討論を行います。

この賛成討論によって、市民ネットワークはマイナ保険証の一体化に賛成しているのかとの誤解を招く心配がありますので、改めてマイナ保険証には反対であることは申し上げておきます。しかし、制度上におけるマイナ保険証を申請し、既に利用されている市民もいらっしゃることを踏まえて、条例の改正については賛成するものです。

具体的には、この改正により保険料の納付ができないと認められた場合の、これまでの短期証に該当する6月（ただし急患等により医療機関または保険薬局を受診した被保険者の保険料の納付が納めることができるようになるまで最長一年）の期限を設けた徴収猶予ができるとしていただいた改正で、具体的には短期証と資格確認証が廃止されます。

令和6年9月19日、保健福祉部国保年金課による国民健康保険被保険者証廃止後の資格確認書等の取扱いについてとした国から示された通知を見つけました。マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、国民健康保険被保険者証（短期証、資格証明書を含む）は令和6年12月2日に廃止となり、発行（新規発行・再発行）が終了し、廃止日以降はマイナ保険証による運用が基本となります。それに伴い、マイナ保険証を保有していない被保険者には、資格確認書を交付し、一方で保有している被保険者には、資格情報のお知らせを交付するなど、新たな運用を行うこととなります。具体的な運用や手続は通知が示されて間もないようですので、今後具体的になってくると思いますが、被保険者にはこれまでと具体的には変わらないとのことでした。

しかし、国民健康保険自体が抱える課題は残されており、これまでも企業の従業員の数による社会保障の適用が段階的に拡大されてきました。今年の10月からはパート・アルバイト従業員51人以上の企業に勤める方も対象になります。

これまで国保の加入者だった働き手も国保から移行し被保険者は減少することが想定されます。また、県単位となった国保事業に対して、これまで各自治体の裁量で行ってきた法定外繰入れが抑制されます。国民皆保険の制度の中で、その加入者が創設当初とかなり変化してきている過程で、さらに厳しい状況に追いやられています。

国保料の保険料の高さの問題を残し、マイナ保険証の運用における条例改正ではありますが、制度が変わる中で、命に関わる健康保険への周知と丁寧に説明していただき、混乱を避けるよう職員の皆さんにはお願いし討論いたします。